

意見書（委員・松原聡）

当委員会として、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園には、現地での施設視察、ヒアリングを実施してきた。しかし、同施設が政府事業仕分けの対象外となっていたこともあり、委員会に同法人を呼び、ヒアリングを行い、審議をすることは行ってこなかった。このため、報告書では、同法人に対しては運営方法等への提言を行うにとどまった。

しかし、同施設の在り方には、政府の施設介護への基本的な方針を含めて問題があると考えられるため、この意見書を提出することとした。

【独立行政法人・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

政府は、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について、「介護と施設収容に関する懇談会（仮称）」を設置し、障害者などの介護と施設収容の在り方を総合的に検討するとともに、園の在り方、運営方法の在り方などについて、1年を目途に結論を得る。

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、昭和46年4月「国立コロニーのぞみの園」として開園され、重度知的障害者の施設収容（終生保護）を中心に事業を行ってきた。

しかし、平成14年12月、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」が成立し、独立行政法人移行とともに、施設収容から「重度の知的障害者に対する自立のための総合施設」として性格を変え、入所者の地域移行（地域生活移行支援事業）を進めることとなった。同施設は、以後、入所者の地域移行を進めている。

しかし、現地ヒアリング等によって、地域移行が十分に進まないまま、入所者の高齢化が進んでいることが明らかになった。その理由には、「保護者・家族の同意が得られにくい」、「入所者本人の体験不足」、「移行先の確保が困難」が挙げられている。

地域移行が進んでいないことについて私が質問したところ、「老健施設や特養と同様に、地域生活がやってやれないこともないかもしれないが、全体として相当コストはかかるのでは。法人としては、高齢化して医療ニーズが高いなど地域移行が現実的に無理な方には、一生お世話をすると元の元々のお約束もあり、施設で見たい。」といった回答が得られた。

地域移行が困難で、「一生お世話する」という「終生保護」を事実上継続せざる

るを得ない状況は、重度知的障害者の介護を、すべて地域や家庭で担うことが難しいことを意味している。同時にこのことは、依然として「のぞみの園」のような国の施設への収容の潜在的需要が高いことを想像させる。

一方、当委員会で審議した財団法人労災サポートセンターでは、政府からの受託事業（労災特別介護援護事業）として、労働災害の「重度被災労働者のうち、在宅での介護が困難となっている者（原則として60歳以上）に対して、労災特別介護施設において、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを実施する事業」を行っている。

このことについて、筆者の「今、座長から年齢構成の話が出ましたけれども、60歳以上で重度だということですから、ほぼ終身介護みたいな形に結果的になっていると考えてよろしいですか。」という質問に対して、財団から「（専務理事）大方はそうです。」（2010年12月7日、第7回委員会議事録）との回答を得ている。

重度の被災労働者に対しては、事実上の施設での終生保護を全国8カ所の施設で700人以上を対象に行っている一方、重度知的障害者の終生保護を取りやめていることは、政策としての一貫性を欠いているのではないかと、この疑問を抱かざるを得ない。

政府は、こういった状況を踏まえて、重度知的障害者、重度被災労働者（60歳以上）に限らず、施設介護を要する方の現状を全国的に把握し、その介護を、国、自治体、民間、のどこが引き受けるのか、といった役割分担を検討する必要がある。さらに、収容施設運営の在り方も、政府や自治体直営によるサービス提供形態によらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設を有する法人の運営・援助手法を広く活用していくことで、より効率的に広範囲に国民のニーズに対応していくべきである。